

児童福祉審議会専門部会

令和7年10月9日（木）

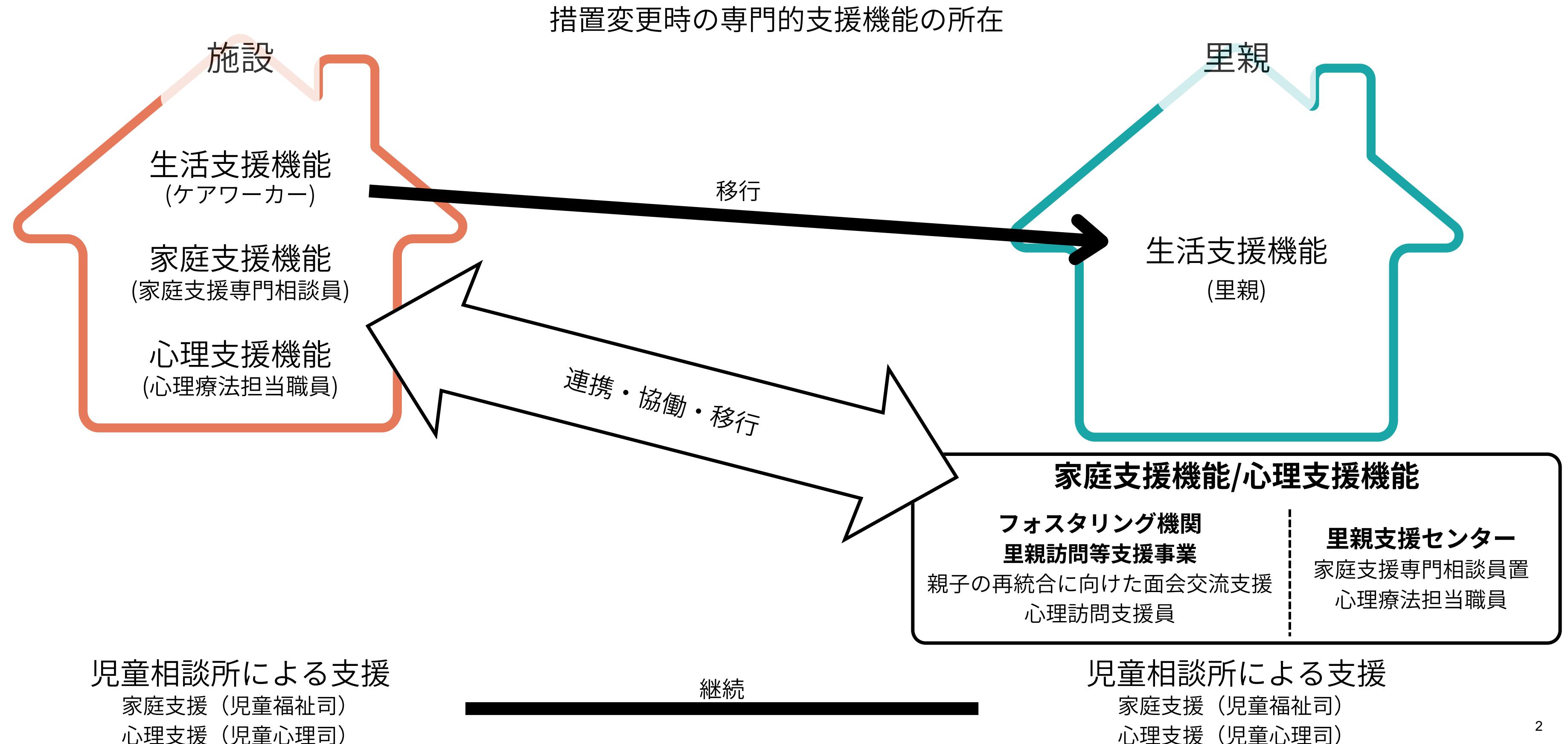


里親支援センター
ともがき

岩田 祐一郎

取組① 論点4 施設から里親等への措置変更を後押しする仕組み【短期】

施設の持つ専門的支援の引継ぎ継続／それによる子ども、実親、里親の安心感の継続／コミットしてくれる大人の継続
＝パーマンネンシー保障



取組② 論点1 里親向け子育て支援サービスの充実【短期】

中高生との生活において、いわゆる「育児」的な手は取られなくなっていくが、自立に向けた身辺の整理や進路支援など、子どもにとって必要となるサポートは減るわけではない。

かつ、「中高生になってからの委託」のケースだと里親だけでは支援しづらい点もある。

自立支援相談員による支援も重要だが、自立支援相談員は資金計画や将来設計など、子どもにとって向き合うのが大変な内容を投げかける役割もある。

- 非専門職による継続的なかかわりの機会の確保
- 学習ボランティアの確保、謝礼支払いが無いことの課題

育児家事援助者派遣事業の利用内容の拡充により、支援に参画するサポーターへの謝礼も確保したうえで、中高生に対する非専門職による継続支援メニューを整備できるのでは。

就学前	小学生	中学生以上
<p>【措置費】保育所の利用 ※共働き家庭への支援が主旨 ・認可保育所：里親は保育料免除 ・認可保育所（延長保育）：措置費で支弁（都単） ・認証保育所等：保育料の実費を措置費で支弁（都単）</p> <p>※認証保育所等は、「認証保育所」「一時預かり事業」「定期利用保育事業」などの認可外保育所をいう</p>	<p>【措置費】学童クラブの利用 ・利用料実費（上限12,000/月）を措置費で支弁（都単）</p> <p>学習ボランティア派遣（フォースタリング機関委託）</p>	
<p>【措置費】幼稚園の利用 ・就園に必要な経費は措置費で支弁</p>		
	<p>育児家事援助者派遣事業（フォースタリング機関委託※再委託可） ・利用時間：1回あたり2時間 ・利用上限：育児家事あわせて1家庭あたり24時間／年</p>	
<p>育児（保育・送迎） ※里親の希望により派遣 ・対象：原則、小学生まで</p>		
	<p>家事（日常的な掃除・調理・洗濯等の家事） ※児童相談所の判断により派遣</p>	
<p>レスバイト・ケア 児童相談所に申し込み 利用料：無料（利用中の措置費の減額なし） 利用日数：制限なし（児相が必要性を判断）</p>		
	<p>ショートステイなどの区市町村の子育て支援事業 ※区市町村により対象年齢、利用料等は異なる</p>	

取組③ 論点4 縁組成立後の継続支援【短期・中長期】

養子縁組当事者のルーツ探しにかかる支援と、情報の無い子どもを受け入れる里親への支援の必要性

令和7年10月6日 読売新聞オンライン

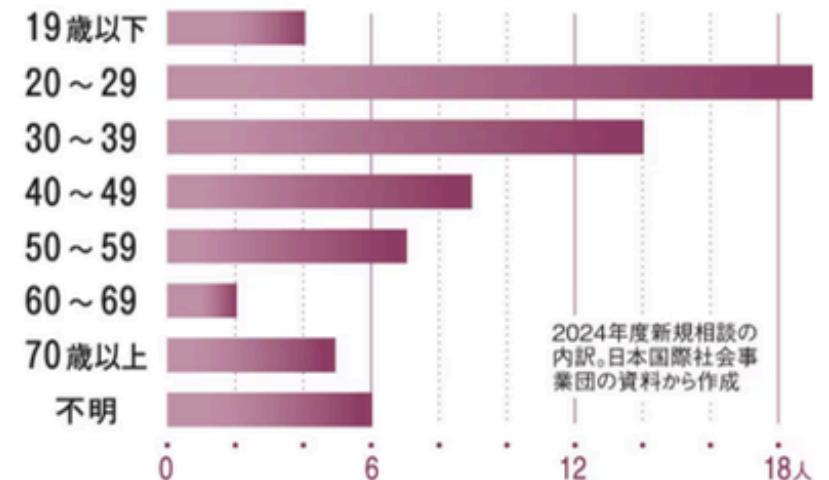
「赤ちゃんポスト」開設半年、受け入れは「2~3週間に1人」… 東京・墨田区の病院長「命救えた実感ある」

10/6(月) 15:00 配信 □ 21 ● ● ● X f

読賣新聞 オンライン

AERA 2025年6月23日号より

ルーツ探しの相談があった 養子当事者の年齢構成



AERA 2025年6月23日号より

養子縁組の記録は戸籍のほか、縁組審判の調査報告書や審判書にも記される。ただし調査報告書は5年、審判書は30年で破棄され、ケースによって得られる情報の多寡も異なる。**養子が成人した時、どれだけの情報が手元にあるかは各家庭や関係機関の裁量による部分も大きい。**

「熊本の慈恵病院：193件/18年」の実績。東京は上回るペースが予測される。

「ルーツがわからない」という思いをもって育つ子ども達、その子どもたちの暮らしを支える里親（養親）、が一定数増え続ける、という視点で支援を考えいくことが必要なのが今後の東京。

命を守る仕組みと育ちを支える仕組みを繋げる必要性。

養子縁組里親支援から養親支援にシームレスに繋げるよう、フォースタリング事業の養子縁組包括支援事業と里親支援センターの組み合わせなどの方法論の検討。

令和7年3月 緊急下の妊婦から生まれた子どもの出自を知る権利の保障等に関する検討会報告書【概要版】慈恵病院

- 議論や意見交換にあたっての基本的な考え方は以下のとおり。

➤ 最も優先されるべき点は緊急下の妊婦及び子どもの生命・健康の確保であり、それと同時に、子どもの出自を知る権利と、母のプライバシーの権利が尊重され、確保されることが重要である。

4 まとめと提言

(1) 出自に関する情報の収集

(ウ) 「出自に関する情報」の聞き取り、妊娠婦への情報提供や意思決定のサポート、養親や養子のサポートができる専門家の養成

(3) 出自に関する情報の開示

(イ) (ア)を行ったうえで、子どもや養子当事者が安全かつ確実に情報の開示請求を行うための技術的研修や支援を行う専門機関の設置

(4) 子どもが出自に関する情報を知るプロセス

- 児童相談所や養子縁組あっせん機関は、里親支援センター等と連携してサポート体制を整備されたい。

こどもまんねん
参考 養子縁組包括支援事業（里親養育包括支援（フォースタリング）事業） 支援局 家庭福祉課

事業の目的 <児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

● 里親支援センターにおいて、家庭養育優先原則に基づき、養子縁組に関する相談・支援を実施する事業に要する経費を補助する。

里親支援センター及びその業務に関するガイドライン

- また、養子縁組成立後の養親及び養子への支援についても、都道府県（児童相談所）の業務として法第11条第1項第2号チに規定されていることから、
 - 都道府県（児童相談所）及び里親支援センター等が、フォースタリング業務に連続するものとして、養親及び養子への支援を実施することや、
 - この支援について、フォースタリング業務に付随するものとして、当該里親支援センター等以外の機関に委託することも考えられるが、いずれの場合においても、支援の連続性が確保されることが望ましい。なお、養子縁組成立後の支援については、多機能化した乳児院・児童養護施設や養子縁組民間あっせん機関を積極的に活用することも検討すること。

取組② 論点3 フォースタッキング機関事業の評価を踏まえた里親支援センターへの移行の検討【中長期】

措置費だけでは8名体制の維持が難しい／8名になったとしても定期昇給や役職等に応じた加算や人材確保など事業継続にかかる支援がない

経験が前提 里親支援センター及びその業務に関する ガイドライン
イ 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童
養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは
児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里
親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を
有する者

民間の担う意義 里親支援センター及びその業務に関する ガイドライン

① 里親支援センター等のメリットと担い手

- 里親支援センター等には、以下のようなメリットが期待される。
 - ・ 営業経験のある人材活用やマーケティング手法を活かした民間機関ならではのリクルート手法によって、多様な里親等を開拓できる
 - ・ 委託決定の権限をもつ児童相談所とは異なる立場にあるため、里親等とチームを組みやすく、里親等の思いに寄り添ったサポートやスーパービジョンが行いややすい
 - ・ 人事異動がある行政機関とは異なり、一定期間の継続性や一貫性を意識した人材の確保及び育成により、フォースタッキング業務に関する専門性と経験を蓄積するとともに、里親等との継続的な信頼関係を築くことで、高度な実践が可能となる

- 里親支援センターの設置に当たっては、多機能化・機能転換に向けた取組を行う

乳児院・児童養護施設のほか、NPO 法人等の民間機関、里親支援に取り組む児童家

庭支援センター、里親会の活用なども考えられる。特に、

- ・ 乳児院においては、子どもの養育に関する専門性や、一時保護された乳幼児とその実親（実親以外の親権者を含む。以下同じ。）との間の親子関係に関するアセスメント、里親等委託の準備や里親等養育の支援、家庭復帰に向けた親子関係再構築支援等に関する専門的な対応能力、緊急時のレスパイト・ケアの調整及び受け入れ等に関する対応能力等を、

- ・ 児童養護施設においては、子どもの養育に関する専門性や、親子関係再構築支援や自立支援に関するノウハウ、緊急時のレスパイト・ケアの調整及び受け入れ等に関する対応能力等を、

それぞれ有していることから、フォースタッキング業務の有力な担い手のひとつとして期待される。

左記の状況からも、乳児院や児童養護施設の経験を積んだ職員による継続的な事業実施が予測される。そのため、以下の社会的養護関連施設にある加算等について、里親支援センターにおいても検討が必要と考える。

●国制度

(1) 社会的養護待遇改善加算

- ・ 幹部職員の手当の加算
- ・ 管理職クラスに月額35,000円、ユニット長クラスに月額15,000円

(2) 民間施設給与等改善費待遇改善分

- ・ 民間施設給与等改善費に3%の待遇改善加算を上乗せ
- ・ 社会的養護待遇改善の行き渡らない職員の待遇改善に充てることができる

(3) 社会的養護従事者待遇改善加算

- ・ 職員への一律の加算
- ・ 月額9,000円以上

●都制度

(1) 東京都サービス推進費の基本補助事務費

東京都は、児童養護施設、乳児院、保育園等に対し、措置費とは別に、東京都サービス推進費の基本補助事務費により施設の運営を補助。この補助対象に里親支援センターを入れていただけるととても有難いと考えています。

(2) 奨学金返済事業

令和7年度より、施設に採用される「専門職」の奨学金返済を、最大で5年間支援する事業を開始。この補助を受けている職員を制度のない里親支援センター等に異動させることは難しく、人事交流に支障をきたすことが予想される。

(3) 宿舎借り上げ支援事業

児童養護施設職員等の借家の家賃を、採用から10年間補助する事業。

施設等の経験が里親支援センター職員に求められている一方、この制度を利用している児童養護施設等の職員は、施設等での採用から10年間、里親支援センターへの異動が難しくなる課題。